

## RIPP レポート No.6

### 人口減少時代の秩序ある共生国家戦略

#### 計画的受入れと社会統合による日本再設計

2026/06/11

文責：鈴木 眞志（本研究所代表理事）

#### 1. 要旨

日本の移民政策をめぐる中心課題は、もはや「外国人を受け入れるか否か」ではない。2025 年末時点で在留外国人は 412 万 5,395 人に達し、初めて 400 万人を超えた。2025 年 10 月末時点の外国人労働者は 257 万 1,037 人であり、雇用現場においても外国人は不可欠な構成員となっている[4][5]。一方、日本人出生数は 2025 年に 67 万 1,236 人、合計特殊出生率は 1.14 となり、人口減少と高齢化の圧力はさらに強まった[2]。したがって、政策の争点は「受け入れるか拒むか」ではなく、「どの人数を、どの分野で、どの地域に、どの権利保障と統合支援の下で受け入れるか」である。

本稿の結論は明確である。日本が学ぶべきは、単に移民を多く受け入れる国ではなく、受け入れ人数、受け入れ分野、地域配分、住宅、教育、医療、日本語教育、労働監督、自治体財政を一体で設計する国である。人数目標は不可欠である。ただし、政策の成功を「何人入れたか」だけで測ってはならない。人数は管理指標であり、最終的な成功指標は、受け入れた人々が安定して働き、学び、納税し、地域社会の一員として生活できているかという統合成果でなければならない。

世界情勢もこの議論を切迫させている。UNHCR は、2025 年末時点の強制移動人口を 1 億

1,780 万人と推計し、10 年ぶりに減少したとはいえ、依然として歴史的に高い水準にあるとした[11]。カナダは移民受け入れの成功例として参照されてきたが、住宅・医療・教育への負荷を背景に、2026～2028 年計画で一時滞在者の新規流入目標を大幅に引き下げ、非永住者人口を総人口比 5%未満に抑える方針を掲げている[12]。EU は 2026 年 6 月から新たな移民・庇護協定を適用し、米国は 2025 年以降、国境管理と退去執行を大幅に強化した[13][14][15][16]。すなわち、世界は「人材獲得競争」と「移民管理強化」の同時進行局面に入っている。

本稿は、筆者が社会進歩党ホームページに 2025 年 8 月 27 日に発表したレポート「人口動態の岐路に立つ日本：移民政策と社会統合を通じた未来への戦略的設計図」を基礎に、2026 年 6 月時点の統計、国際情勢、主要国の制度変更、日本政府の政策動向を踏まえて拡充・改稿するものである[22]。

## 2. 日本の人口動態は、国内政策だけでは時間軸に間に合わない

国立社会保障・人口問題研究所の令和 5 年推計によれば、2020 年国勢調査時点の総人口 1 億 2,615 万人は、出生中位・死亡中位の仮定で 2045 年に 1 億 880 万人、2056 年に 1 億人未満となり、2070 年には 8,700 万人まで減少するとされる。同じ推計では、2070 年の 65 歳以上人口割合は 38.7%に達し、15～64 歳人口は 4,535 万人まで縮小する[1]。この推計は外国人を含む日本に常住する総人口を対象としているため、国際人口移動を一定程度織り込んだ上でなお、この規模の人口減少を示している点が重要である。

出生率の回復は当然に必要である。しかし、出生率対策だけで 2040 年代までの労働力不足、社会保障の担い手不足、地域サービスの維持に間に合わせることはできない。2026 年に生まれた子どもが本格的に労働市場へ入るのは 2040 年代後半である。介護、建設、農業、物流、製造、宿泊、外食、医療周辺サービスなどの現場が直面している不足は、すでに現在進行形であり、出生率対策の成果が出るまでの二十年をどう支えるかという問いを避けることはできない。

加えて、人口減少は全国一律に進むのではなく、地域差を伴って進む。大都市圏は外国人を含む人口流入によって一定の活力を維持する一方、地方圏では学校、医療、公共交通、上下水道、消防、介護、地域産業を支える人員が不足する。外国人受け入れを国全体の労働力補填としてだけ捉えると、受け入れ地域の生活基盤への負荷を見落とす。移民政策は、労働政策であると同時に、地域政策、教育政策、住宅政策、社会保障政策である。

表1：日本の人口・外国人受け入れをめぐる最新指標

指標	最新値	含意
総人口	2026年5月1日概算値 1億2,281万人	人口減少は継続し、労働力と税・社会保険料の担い手が縮小する[3]。
日本人出生数	2025年 671,236人	統計開始以来の低水準であり、出生率対策だけでは中期の人手不足に間に合わない[2]。
合計特殊出生率	2025年 1.14	将来世代の規模がさらに縮小する可能性を示す[2]。
在留外国人数	2025年末 4,125,395人	外国人住民は既に地域社会の構成員であり、受け入れの可否ではなく制度設計が課題である[4]。
外国人労働者数	2025年10月末 2,571,037人	雇用現場における外国人依存は拡大しており、労働権保護と統合政策が不可欠である[5]。

出典：総務省統計局、厚生労働省、出入国在留管理庁の各公表資料を基に筆者作成。

### 3. 「事実上の移民社会」を直視する

日本政府は長く「移民政策はとらない」という表現を用いてきた。しかし、在留外国人と外国人労働者の規模を見る限り、日本はすでに外国人と共に生活し、働く社会である。2025年末の在留外国人数では、中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパール、インドネシアなど多様な国籍・地域の住民が増加している。在留資格別では、永住者が94万7,125人で最も多く、技術・人文知識・国際業務、留学、技能実習、特定技能が続く[4]。これは、外国人を短期的な労働力としてのみ扱う現実認識がすでに制度と社会の実態からずれていることを意味する。

2025年10月末の外国人労働者数は257万1,037人で、前年比26万8,450人増、増加率11.7%であった。国籍別ではベトナムが60万5,906人、中国が43万1,949人、フィリピンが26万869人であり、在留資格別では専門的・技術的分野、身分に基づく在留資格、技能実習、資格外活動が主要な層を形成している[5]。この数字は、外国人労働者が一部産業の補助的存在ではなく、日本経済の基盤的労働力になっていることを示す。

にもかかわらず、制度はしばしば「短期滞在」「単純労働ではない」「移民ではない」という建前に引きずられてきた。その結果、受け入れ人数の計画管理、長期滞在への道筋、家族帯同、子どもの教育、日本語教育、住宅、医療通訳、労働監督、自治体財政がばらばらに扱われてきた。これは、外国人本人にとって不安定であるだけでなく、日本人住民にとっても不安と摩擦を生む。無計画な受け入れは、排外主義を強める最大の要因にもなり得る。

#### 4. 世界情勢の変化：人材獲得競争と管理強化の同時進行

2025年から2026年にかけて、移民政策をめぐる国際環境は大きく変化した。第一に、紛争、権威主義、気候関連災害、経済停滞を背景に、国境を越える移動圧力は高止まりしている。UNHCRによれば、2025年末の強制移動人口は1億1,780万人で、前年末から減少したものの、依然として極めて高い水準にある[11]。これは、難民・庇護・人道保護をめぐる国際的責任が縮小したことを意味しない。むしろ、帰還が安全・持続的なものか、受入国の保護能力が維持されるかがより厳しく問われる局面である。

第二に、先進国の多くは少子高齢化と人手不足に直面し、医療・介護、建設、農業、デジタル、研究開発などで外国人材を必要としている。高技能移民がイノベーションや起業に寄与することは、多くの研究で示されている。たとえばNBERの研究は、米国において移民は発明家の16%である一方、特許の23%に関与していると指摘する[17]。IMFの研究も、移民流入が受入国の総生産や一人当たり産出にプラスの効果を持ち得ることを示している[18]。

第三に、受け入れ先進国でも、住宅、医療、教育、行政サービスへの負荷を軽視した拡大路線は見直されつつある。カナダはその典型である。カナダの 2026～2028 年移民計画は、永住者受け入れを年 38 万人で安定させる一方、一時滞在者の新規受け入れ目標を 2026 年 38 万 5,000 人、2027 年・2028 年 37 万人に抑え、非永住者人口を 2027 年末までに総人口比 5%未満へ低下させる方針を示した[12]。この転換は、移民政策が「人数の拡大」ではなく、「受け入れ能力との整合性」を中心に設計されるべきことを示している。

第四に、米欧では反移民政治が制度にも影響を及ぼしている。EU は 2026 年 6 月から新たな移民・庇護協定を適用し、域外国境管理、庇護審査、加盟国間の責任分担を再設計する[13][14]。米国では 2025 年 1 月以降、国境管理と不法滞在者の退去執行を強化する大統領令が相次いで出され、移民を治安・主権問題として扱う傾向が強まった[15][16]。日本にとっての教訓は、移民を無計画に増やせば反動が起きる一方、排外的な管理に傾けば人権、経済、国際的信頼を損なうということである。

表 2：主要国・地域の政策変化と日本への教訓

国・地域	近年の変化	日本への教訓
カナダ	一時滞在者目標を明示し、非永住者人口を総人口比 5%未満へ抑制。永住者受け入れは年 38 万人で安定化。	人数目標と住宅・医療・教育容量を連動させる。移民先進国から学ぶべきは拡大量ではなく調整能力である。
EU	移民・庇護協定を 2026 年 6 月から適用。国境手続、庇護審査、加盟国間責任分担を再設計。	国境管理と人権保障は対立概念ではない。手続の迅速性、透明性、救済手段を同時に設計する必要がある。
米国	2025 年以降、国境管理と退去執行を強化する大統領令を発出。	移民問題を治安言説だけで扱うと社会分断が深まる。日本は秩序と包摂を同時に制度化すべきである。
国際社会	強制移動人口は 2025 年末も 1 億人を大きく超える。	人道保護、補完的保護、第三国定住を外交・安全保障・人権政策として位置づける必要がある。

## 5. 人数管理は不可欠である：ただし、人数は「成功指標」ではない

移民政策において、受け入れ人数を計画的に管理することは不可欠である。人数管理のない受け入れは、住宅不足、学校現場の負荷、医療通訳不足、労働条件の悪化、地域住民の不安、違法ブローカーの介在、社会保障制度への不信を生む。したがって、「KPI は人数ではなく統合成果である」という主張は、「人数を見なくてよい」という意味ではない。正確には、人数は政策運営上の管理指標であり、政策の最終的な成功指標は統合成果である、という二階建ての考え方を採るべきである。

たとえば、介護人材が不足しているからといって、介護分野の外国人受け入れ数だけを増やせばよいわけではない。介護施設の研修体制、同等労働同一賃金、夜勤・安全衛生、利用者とのコミュニケーション、日本語教育、住居、地域交通、家族帯同、子どもの就学を同時に整えなければ、本人にも職場にも地域にも負荷が集中する。受け入れ人数は、労働需要だけでなく、社会統合能力の範囲内で設定されなければならない。

日本は、三年単位のローリング型「外国人受け入れ・統合計画」を制度化すべきである。この計画は、総量目標、在留資格別目標、産業別目標、地域別目標、永住・定住への移行見通し、人道保護枠、日本語教育・住宅・教育・医療・相談体制への財政投入を一体で示すものでなければならない。さらに、毎年度、受け入れ実績と統合成果を国会に報告し、必要に応じて上限、重点分野、地域配分を調整する仕組みを設けるべきである。

表 3：人数管理と統合成果 KPI の二階建て

区分	役割	具体例
入力・管理指標	受け入れ規模と社会インフラの負荷を制御する。	新規入国者数、在留資格別人数、産業別人数、地域別人数、家族帯同人数、留学生から就労への移行人数、永住化人数。
容量指標	人数を受け入れるための社会的容量を確認する。	住宅供給、学校の日本語指導体制、医療通訳、自治体相談窓口、労働基準監督体制、地域公共交通、保育・子育て支援。

区分	役割	具体例
成果指標	政策が社会統合に成功しているかを測る。	賃金水準、社会保険加入率、失業率、転職の自由、子どもの就学率、日本語教育受講率、住宅トラブル件数、差別相談件数、地域住民の受容度。
調整指標	問題が生じた場合に受け入れ枠や支援策を修正する。	一定地域での家賃上昇、学校の過密、未払い賃金、失踪、ブローカー被害、治安不安言説の拡大、自治体財政負担。

この二階建ての設計により、「無制限に受け入れるのではないか」という不安にも、「人数を絞ればよい」という短絡にも陥らずに済む。重要なのは、受け入れを国家戦略として管理することであり、労働市場の穴埋めを企業任せにすることも、排外感情に応じて場当たり的に閉じることでもない。

## 6. 育成就労時代の制度設計：看板の変更で終わらせない

技能実習制度は、国際貢献を掲げながら、実態として人手不足分野への低賃金・低移動性の労働力供給制度として機能してきた。政府は技能実習制度を発展的に解消し、人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を2027年4月から施行する予定である[8]。出入国在留管理庁は2025年から2026年にかけて、制度概要、分野別運用方針、運用要領、関係法令、送出国との協力覚書などを順次整備している[9]。

この転換は重要だが、制度名の変更だけで問題が解決するわけではない。最大の焦点は、労働者の転籍・転職の自由、送出し費用・借金の規制、監理支援機関の独立性、悪質事業者への制裁、同等労働同一賃金、日本語教育の公的保障、特定技能や永住への道筋である。これらが不十分であれば、育成就労制度は技能実習制度の欠陥を引き継ぐことになる。

本稿は、育成就労制度について、少なくとも次の五つの条件を提案する。第一に、転籍制限は最小限にし、労働者が実質的に職場を変えられる制度にする。第二に、送出し費用の上限と本人負担の禁止を二国間協定に明記し、違反した送出国を排除する。第三に、受け入

れ企業の賃金、労働時間、安全衛生、社会保険加入状況をデータで監視する。第四に、日本語教育と生活オリエンテーションを企業任せにせず、公費と企業拠出の混合財源で整備する。第五に、特定技能、専門的・技術的在留資格、永住への接続を透明化し、長期的に日本社会の構成員となる道を示す。

日本が「選ばれる国」になるためには、賃金の高さだけでなく、権利の安定性、家族形成の見通し、教育機会、医療・住居へのアクセス、差別されない環境が必要である。短期的に安価な労働力を確保する制度は、長期的には日本の評判を損ない、より条件の良い国へ人材が流れる原因となる。

## 7. 社会統合の中核：言語、教育、医療、住居、労働権

外国人受け入れ政策の失敗は、多くの場合、入国時点ではなく、入国後の日常生活で起こる。日本語が学べない、子どもが学校に定着できない、病院で症状を説明できない、賃貸住宅を借りられない、労働相談にたどり着けない、行政手続が理解できない。こうした小さな失敗が積み重なると、本人の孤立、職場のトラブル、地域の摩擦、排外的な言説が生まれる。

日本政府は、外国人との共生社会の実現に向けたロードマップにおいて、安全・安心な社会、多様性に富んだ活力ある社会、個人の尊厳と人権を尊重した社会という三つのビジョンを示し、日本語教育、相談体制、ライフステージに応じた支援、共生社会の基盤整備を重点事項として掲げている[6]。また、2026年には「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」も示された[7]。しかし、課題は理念の有無ではなく、現場で実効性ある制度と財源に変換できるかである。

表 4：統合成果 KPI の具体案

分野	主要 KPI	政策上の意味
労働	同等職務の賃金格差、社会保険加入率、労災発生率、未払い賃金件数、転職成功率	外国人を安価な調整弁にしない。労働条件を日本人労働者の底上げにもつなげる。

分野	主要 KPI	政策上の意味
日本語	公的日本語教育へのアクセス率、修了率、職場日本語研修の実施率	自己責任ではなく社会基盤として言語習得を支える。
教育	学齢期の就学率、不就学率、高校進学率、日本語指導が必要な児童生徒への支援充足率	移民二世を社会的弱者にしない。将来の納税者・地域人材として育てる。
医療・福祉	医療通訳利用可能自治体数、国民健康保険加入率、妊産婦・乳幼児支援へのアクセス率	疾病の重症化と行政不信を防ぎ、公衆衛生を守る。
住居	入居拒否相談件数、公営住宅・民間賃貸支援件数、過密居住率	住宅問題を地域摩擦の火種にしない。
地域社会	自治会・地域イベント参加率、多文化共生相談件数、差別相談の解決率、住民意識調査	顔の見える関係を作り、不安を事実と対話で小さくする。
治安・信頼	警察相談へのアクセス、多言語防犯情報、犯罪被害相談件数、入管行政と生活相談の分離	治安不安を煽るのではなく、被害者にも加害者にもなりにくい環境を作る。

とりわけ子どもの教育は、移民政策の成否を決める。第一世代が労働者として受け入れられても、第二世代が不就学、低学力、孤立、貧困に置かれれば、社会統合は失敗する。逆に、第二世代が十分な教育を受け、日本語と家庭言語を資産として活かし、地域と企業をつなぐ人材になれば、移民受け入れは長期的な社会投資となる。

## 8. 難民・補完的保護・人道的受け入れ：国際信頼の基盤

移民政策を労働力確保だけで語ることは不十分である。日本は、国際社会の一員として、難民、補完的保護対象者、無国籍者、紛争・迫害・人権侵害から逃れる人々に対する責任も負う。2025年の日本の難民認定申請者数は1万1,298人、補完的保護対象者認定申請者数は311人であった。一次審査では難民認定者183人、補完的保護対象者認定者470人、人道的配慮により在留を認めた者522人を合わせ、保護率は約12.0%とされる[10]。

補完的保護制度の導入により、日本の保護制度は一定の前進を見せた。しかし、難民認定手続の独立性、審査の透明性、収容の長期化、法的支援、通訳の質、行政不服申立て・司法審査へのアクセスにはなお課題が残る。難民政策は、寛容さだけの問題ではない。国際法を

遵守し、迫害から逃れる人々を適正に保護する国であることは、外交上の信頼、安全保障協力、人権外交、国際機関との連携の基盤である。

日本は、難民認定審査を入国管理行政からより独立した形で運用し、申請者の法的支援と通訳品質を高めるべきである。また、第三国定住、補完的保護、留学生・技能人材とは別枠の人道的受け入れを明確化し、地方自治体、NPO、宗教団体、大学、企業と連携した定着支援を制度化する必要がある。

## 9. 政策設計：三年計画、地域配分、財源、調整弁

日本版の移民政策は、単年度の在留資格運用や個別業界の要望対応ではなく、三年単位のローリング計画として設計すべきである。カナダの移民レベル計画が示すように、受け入れ数を計画として示すことは、排外主義ではなく民主的統制である。国民に対して、どの分野でどれだけ受け入れ、どの地域にどれだけ財政支援を行い、どの統合成果を目標にするのかを説明することが、むしろ社会的合意を可能にする。

第一に、国は「外国人受け入れ・統合計画」を策定し、在留資格別、産業別、地域別の受け入れ目標と上限幅を示すべきである。ここで重要なのは、単一の総数を政治的スローガンにしないことである。高度人材、特定技能、育成就労、留学生、家族滞在、難民・補完的保護では、受け入れ目的も統合支援も異なる。分野別・地域別に細分化された数値が必要である。

第二に、受け入れ人数と自治体財政を連動させる。外国人住民が増える地域では、日本語教育、学校支援、保健・医療通訳、相談窓口、住宅支援、地域交流、労働相談の需要が増える。国が受け入れを認めながら、自治体に財政負担を押し付ければ、地域住民の不満は外国人に向かいやすくなる。受け入れに伴う社会統合コストは、国、企業、自治体が分担すべき公共投資である。

第三に、調整弁を明確にする。たとえば、特定地域で住宅逼迫、学校支援不足、未払い賃

金、悪質ブローカー、失踪、社会保険未加入が一定水準を超えた場合には、新規受け入れ枠を一時的に抑制し、改善計画と財政投入を義務づける。これは外国人排斥ではなく、受け入れを持続可能にするための安全装置である。

第四に、データ基盤を整備する。在留資格、雇用、賃金、社会保険、教育、医療、住宅、自治体相談、労働基準監督、犯罪被害・加害に関するデータは、省庁横断的に分断されている。個人情報保護を徹底した上で、政策評価に必要な集計データを公開し、研究者・自治体・NPO・企業が活用できるようにする必要がある。

表 5：2035 年までの工程表

時期	重点課題	主要施策
2026～2027 年	制度基盤の整備	外国人受け入れ・統合計画の法制化、育成就労制度の権利保障設計、自治体統合交付金の創設、統合 KPI の公表。
2028～2030 年	地域実装	産業別・地域別の人数管理、日本語教育の全国標準化、学校支援員・医療通訳の配置、労働監督の重点化。
2031～2033 年	定住・永住への接続	特定技能・育成就労から長期在留・永住への透明な道筋、家族帯同支援、第二世代教育投資。
2034～2035 年	制度評価と再設計	人口・労働需給・統合成果を基に受け入れ枠を再設定。国籍取得、政治参加、地域代表性を含む市民的統合を検討。

## 10. 排外主義を抑制する統治技術

移民政策は、制度設計だけでなく情報空間の統治でもある。外国人が増える局面では、犯罪、社会保障、住宅、教育、文化摩擦をめぐる誤情報や誇張が広がりやすい。実際には、外国人全体を一括りにして治安リスクとして扱うことは不正確であり、問題のある事案には個別に法執行で対応すべきである。必要なのは、外国人を免罪することでも、外国人を集団的に疑うことでもなく、透明なデータ、迅速な相談対応、公正な法執行である。

政府と自治体は、外国人住民に対して生活ルール、防災、交通、医療、教育、税・社会保険、労働法を多言語で周知しなければならない。同時に、日本人住民に対しても、外国人受け入れの目的、人数、財源、地域負荷、統合成果を分かりやすく説明する必要がある。説明なき受け入れは不信を生み、不信は排外主義の土壌になる。

また、警察、入管、自治体相談、学校、医療機関、NPOの役割分担を明確にすることが重要である。生活相談に来た外国人が直ちに在留管理上の不利益を恐れるようでは、問題は地下化する。労働搾取、家庭内暴力、犯罪被害、医療問題を早期に把握するためには、生活支援と取締りの境界を慎重に設計する必要がある。

## 11. 結論：開かれているが、無計画ではない国家へ

日本が選ぶべき道は、無制限な受け入れでも、排外主義的な閉鎖でもない。人口減少と高齢化が進む中で、外国人との共生は避けられない現実である。しかし、現実であるからこそ、受け入れ人数を計画的に管理し、統合成果を測定し、地域社会の負荷を制度的に軽減しなければならない。

人数目標は必要である。だが、人数を増やすこと自体を成果にしてはならない。何人受け入れたかは入力であり、受け入れた人々がどのように働き、学び、生活し、地域に参加し、次世代を育てているかが成果である。日本が学ぶべきは、移民を増やす国ではなく、受け入れ人数と統合能力を同時に管理し、必要に応じて調整できる国である。

開かれた共生国家とは、国境管理を放棄する国家ではない。むしろ、誰を、どの目的で、どの権利保障の下で受け入れ、どのように社会の一員として迎えるかを、民主的に決定できる国家である。人口減少時代の日本に必要なのは、外国人を一時的な労働力として消費する制度ではなく、日本人も外国人も安心して暮らし、働き、子どもを育てられる、秩序ある包摂の制度である。

移民政策は、日本の未来をめぐる国家設計そのものである。停滞を管理するのか、開かれ

た強靱性を構築するのか。2026年の日本は、その分岐点に立っている。(了)

本件に関するご照会は [info@ripp-japan.com](mailto:info@ripp-japan.com) 宛にお願いいたします。

## 参考文献

- [1] 国立社会保障・人口問題研究所（2023）『日本の将来推計人口 - 令和3（2021）～令和52（2070）年 -』,2026年6月11日最終閲覧。  
[https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023\\_Report2c.pdf](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_Report2c.pdf)
- [2] 厚生労働省（2026）「令和7（2025）年人口動態統計月報年計（概数）の概況」,2026年6月11日最終閲覧。  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai25/index.html>
- [3] 総務省統計局（2026）「人口推計」,2026年6月11日最終閲覧。  
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.html>
- [4] 出入国在留管理庁（2026）「令和7年末現在における在留外国人数について」,2026年6月11日最終閲覧。  
[https://www.moi.go.jp/isa/publications/press/13\\_00062.html](https://www.moi.go.jp/isa/publications/press/13_00062.html)
- [5] 厚生労働省（2026）「外国人雇用状況の届出状況まとめ（令和7年10月末時点）」,2026年6月11日最終閲覧。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_68794.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68794.html)
- [6] 出入国在留管理庁（2025）「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）」,2026年6月11日最終閲覧。  
[https://www.moi.go.jp/isa/support/coexistence/04\\_00033.html](https://www.moi.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html)
- [7] 内閣官房（2026）「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」,2026年6月11日最終閲覧。  
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/index.html>
- [8] 厚生労働省（2026）「外国人育成就労制度について」,2026年6月11日最終閲覧。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/global\\_cooperation/index\\_00029.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index_00029.html)
- [9] 出入国在留管理庁（2026）「育成就労制度」,2026年6月11日最終閲覧。  
[https://www.moi.go.jp/isa/applications/index\\_00005.html](https://www.moi.go.jp/isa/applications/index_00005.html)
- [10] 出入国在留管理庁（2026）「令和7年における難民認定者数等について」,2026年6月11日最終閲覧。  
[https://www.moi.go.jp/isa/publications/press/07\\_00058.html](https://www.moi.go.jp/isa/publications/press/07_00058.html)
- [11] UNHCR（2026）Global Trends, 2026年6月11日最終閲覧。  
<https://www.unhcr.org/global-trends>

[12] Immigration, Refugees and Citizenship Canada (2025) “Supplementary Information for the 2026-2028 Immigration Levels Plan”, 2026 年 6 月 11 日最終閲覧.

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/corporate/mandate/corporate-initiatives/levels/supplementary-immigration-levels-2026-2028.html>

[13] European Commission (2026) “Commission reports on progress in implementing Pact on Migration and Asylum”, 2026 年 6 月 11 日最終閲覧.

[https://home-affairs.ec.europa.eu/news/commission-reports-progress-implementing-pact-migration-and-asylum-2026-05-08\\_en](https://home-affairs.ec.europa.eu/news/commission-reports-progress-implementing-pact-migration-and-asylum-2026-05-08_en)

[14] European Commission (2024) “Common Implementation Plan to turn the Pact on Migration and Asylum into reality”, 2026 年 6 月 11 日最終閲覧.

[https://home-affairs.ec.europa.eu/news/common-implementation-plan-turn-pact-migration-and-asylum-reality-2024-06-12\\_en](https://home-affairs.ec.europa.eu/news/common-implementation-plan-turn-pact-migration-and-asylum-reality-2024-06-12_en)

[15] The White House (2025) “Securing Our Borders”, 2026 年 6 月 11 日最終閲覧.

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/securing-our-borders/>

[16] Federal Register (2025) “Protecting the American People Against Invasion”, 2026 年 6 月 11 日最終閲覧.

<https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/29/2025-02006/protecting-the-american-people-against-invasion>

[17] Bernstein, S., Diamond, R., Jiranaphawiboon, A., McQuade, T. and Pousada, B. (2022) “The Contribution of High-Skilled Immigrants to Innovation in the United States”, NBER Working Paper No.30797.

<https://www.nber.org/papers/w30797>

[18] Engler, P., MacDonald, M., Piazza, R. and Sher, G. (2023) “The Macroeconomic Effects of Large Immigration Waves”, IMF Working Paper WP/23/259.

<https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2023/12/14/The-Macroeconomic-Effects-of-Large-Immigration-Waves-542526>

[19] National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine (2017) The Economic and Fiscal Consequences of Immigration, National Academies Press.

<https://doi.org/10.17226/23550>

[20] 出入国在留管理庁 (2025) 『2025 年版「出入国在留管理」』, 2026 年 6 月 11 日最終閲覧.

<https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/index.html>

[21] 総務省（2021）『多文化共生事例集』, 2026 年 6 月 11 日最終閲覧.

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000731370.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000731370.pdf)

[22] 社会進歩党（2025）「人口動態の岐路に立つ日本：移民政策と社会統合を通じた未来への戦略的設計図」, 2025 年 8 月 27 日掲載, 2026 年 6 月 11 日最終閲覧.

<https://spp-japan.org/2025/08/27/2025-08-27-01/>